

特定生産緑地（豊中市）の指定の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を次のように解除する。

地区名	位置	特定生産緑地の 解除面積	図面番号
緑丘4 C	緑丘4丁目地内	約 0.06 ha	1
北条町4 A	北条町4丁目地内	約 0.10 ha	2

「区域は特定生産緑地（豊中市）解除図表示のとおり」